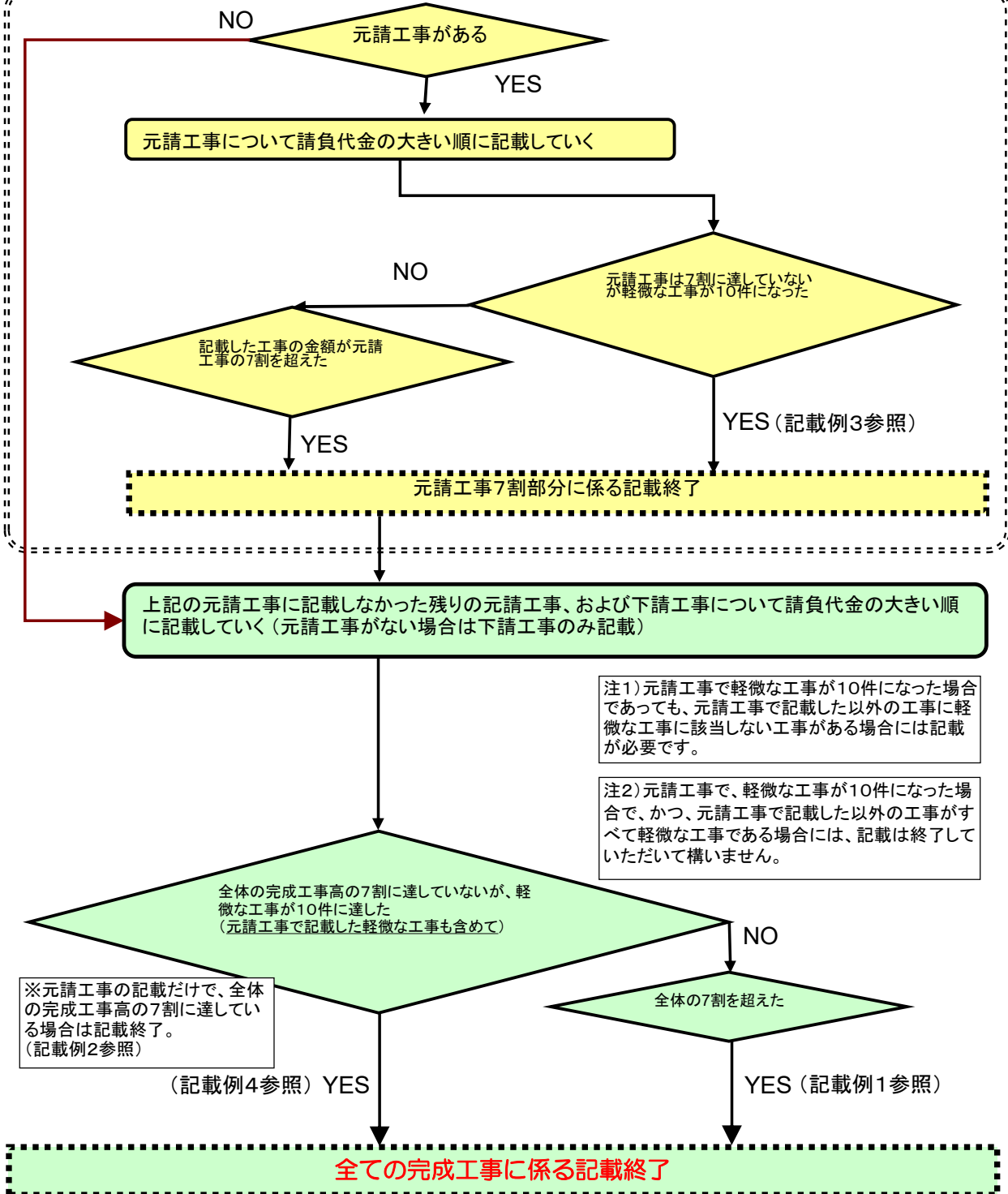


## 工事経歴書(第2号様式)の記載要領について(経審受審業者の場合)

- ①元請工事に係る完成工事について、**元請工事の完成工事高合計の7割を超える**ところまで、金額の大きい順に記載します。
- ②続けて、①で記載をしなかった残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、**全体の完成工事高合計の7割を超える**ところまで金額の大きい順に記載します。

※ただし、①②ともに、軽微な工事(500万円未満の工事。建築一式のみは1,500万円未満。)の10件を超える部分については記載する必要はありません。また、①と②の軽微な工事を合わせて10件を超えた場合は、記載を終了して構いません。



**確認!**

経営事項審査を受審する方にとっては、工事経歴書の合計欄の完成工事高と元請完成工事高が、申請書別表一の各業種ごとの数値と一致していますか？

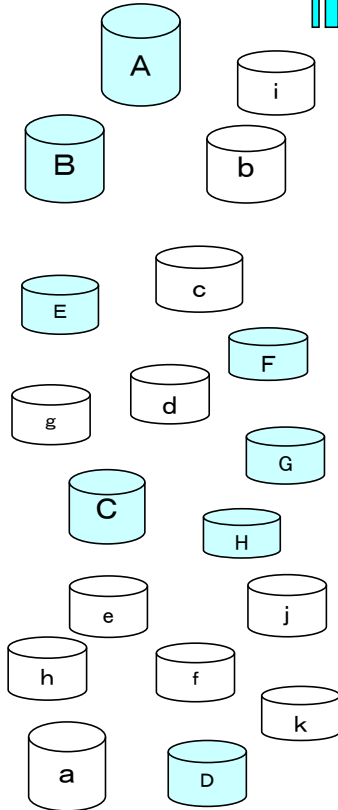
…工事の仕分けは、このようにします…

すべての工事(合計51,300千円)

【うち】

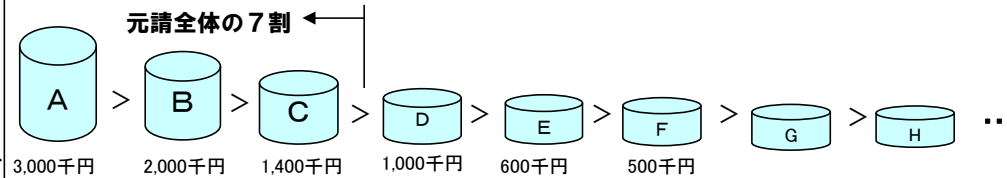
元請工事：A～H (合計 9,000千円)

下請工事：a～k (合計 42,300千円)



一般的なケースである記載例1をもとに示しています

まず、すべての元請工事を取り出します。



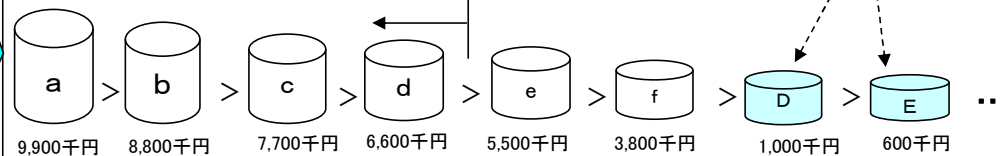
- ①元請工事を**金額の大きい順**に記載していきます。
- ②この金額が、**すべての元請工事の額の7割**(9,000千円×7割=6,300千円)を超えるまで記載します。A+B+C=6,400千円(>6,300千円)であるので、その段階で元請工事の記載は終了します。

注1) 仮に、元請工事の7割を記載した結果、すべての完成工事の額の7割を超えた場合は、記載は終了して構いません。(→記載例2の場合です)

注2) ただし、金額の大きい順に記載していくうちに、5,000千円未満の工事が10件以上になったときには、元請工事額の7割の達していなくても、記載は終了してください。(→記載例3の場合です)

元請工事で記載しなかった工事(上記D～H)も含めた残りです。  
下請工事のみではありません。

次に、その他の残りの工事を集めます。



- ①残りの工事を**金額の大きい順**に記載していきます。
- ②先ほど記載した元請工事の額を含め、記載した工事の金額の累計が、**すべての完成工事の額の7割**(51,300千円×7割=35,910千円)を超えるまで記載します。A+B+C+a+b+c+d=39,400千円(>35,910千円)であるので、その段階ですべての記載は終了です。

注!) ただし、金額の大きい順に記載していくうちに、5,000千円未満の工事が(元請工事で記載した工事も含めて)10件以上になったときには、すべての完成工事の額の7割に達していなくても、記載は終了してください。(→記載例4の場合です)